

株式会社旭木工発行の『商品券』をお持ちのお客様へ
資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

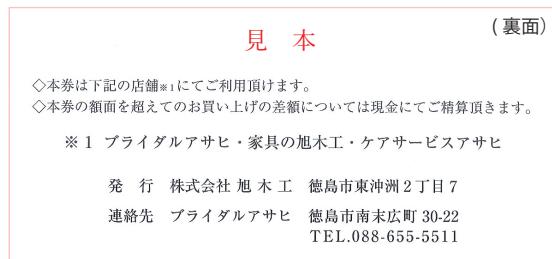
令和7年10月2日（木）にサービスを終了いたしました、
当社発行の前払式支払手段「商品券」につきまして、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたします
ので、申出期間内に申出をお願いいたします。

・ 払戻しを行う前払式手段発行者の商号

株式会社 旭木工

・ 払戻しの対象となる前払式手段の種類

対象となる商品券 商品券 1000円（券面額 1000円）



・ 申出・払戻し期間

令和7年10月3日（金）～令和8年1月31日（土）11:00～15:00 ※火曜・水曜除く
※該当申出期間内に申出をしなかった前払式手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

・ 申出・払戻しの方法

ブライダルアサヒ受付にて現金による払戻しを行います。下記の電話番号にて「スピカサークル」
払戻し手続きの件とご連絡頂きます。ご予約の上、お手持ちの未使用の商品券をご持参下さい。
088-655-5511（ブライダルアサヒ）

※払戻しが出来ない場合 紛失届が提出された番号の商品券

・ 払戻しに関するお問い合わせ先

株式会社旭木工 ブライダルアサヒ スピカサークル事業部

〒770-0865 徳島市南末広町30番22号 TEL:088-655-5511 MAIL:bridal@abc-asahi.com

定休日：火曜・水曜 営業時間：10:00～18:00